

第一種特定製品管理者 様

くらし・環境部環境局環境政策課長
静岡県フロン回収事業協会長

フロン類の適正な管理について（依頼）

このことについて、オゾン層破壊と地球温暖化の原因となるフロン類の排出を抑制するため、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」により、業務用空調機器等の第一種特定製品^{（注1）}を整備・廃棄する場合は、フロン類が回収済みであることの証明書の交付が義務付けられております。

昨今、県内において、制御盤を冷却するための盤クーラーやウォータークーラー内のフロン類を回収せずに廃棄した事例が複数発生しております。

つきましては、フロン類の適正な管理を図る観点から、下記1、2について、今一度徹底していただくようお願いいたします。

記

1 第一種特定製品を廃棄する際の確実なフロン類の回収

第一種特定製品を廃棄する場合は、第一種フロン類充填回収業者^{（注2）}に対してフロン類の回収を確実に依頼するようお願いいたします。

2 フロン類の漏えい対策の徹底

経年劣化による機器接続部等からのフロン類の漏えいが多く認められることから、適切な時期に機器の更新をお願いいたします。

なお、フロン類の漏えいが発生した場合は、当該機器全体の点検と併せて、同程度の時期に設置した機器についても同様の点検を行ってください。

（注）

- 1 第一種特定製品＝業務用の空調機器、冷凍・冷蔵機器であって、冷媒としてフロン類が充填されているもの。
- 2 第一種フロン類充填回収業者＝第一種特定製品にフロン類の充填や回収を業として行うもので、「第一種フロン類充填回収業者」として、都道府県の登録を受けた者。

担 当：地球環境班
T E L：054-221-2208